高知県農業負債整理関係資金基本要綱

目　次

第１　趣旨
第２　対象資金等
第３　借入希望者の手続等
　１　借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等
　２　融資審査
　３　債権保全措置
第４　融資機関の手続等
　１　融資機関の手続
　２　経営診断手続
　３　融資実行後の措置
　４　民事再生手続との関係
第５　その他

別紙１　経営改善計画総括表
　　経営改善計画書（個人）
　　（別表）負債整理計画
　　経営改善計画書（法人）
　　（別表）負債整理計画
別紙２　農業負債整理関係資金借入申込書
別紙３　融資審査の考え方
別紙４　○年の経営状況報告書（△年目）（個人）
　　○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

第１　趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第２　対象資金等

１　この要綱の対象とする資金は、次に掲げる２資金とし、融資機関は、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

(1)　経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第２のⅡに定める資金）

(2)　農業経営負担軽減支援資金（知事が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）

２　この要綱の対象とする資金の役割分担等は、次に掲げるとおりとする。

(1)　借入希望者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応できるときは、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難なときは、経営体育成強化資金で対応することを基本とすること。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金とを同時に利用するときは、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとすること。

(2)　(1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第２のⅡの１の(1)の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に対応するものとすること。

(3)　第３の１の(1)の(ア)の融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第３の１の(1)の(イ)の融資機関のいずれかに確認するとともに、確認結果を記録しておくものとすること。

第３　借入希望者の手続等

この要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、借入希望者の手続等は、次に定めるところによるものとする。

１　借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等

(1)　借入希望者は、

ア　これまでの経営状況

イ　経営の改善を図るための方針

ウ　経営改善計画の妥当性及び実行可能性

エ　経営改善計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね５年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする別紙１の(2)又は(3)の経営改善計画書を作成し、別紙２の借入申込書（高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、利用しようとする資金に応じ、次に掲げる融資機関のいずれかに提出するものとすること。

（ア）　経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

（イ）　農業経営負担軽減支援資金

県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

(2)　借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第１２条第１項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）、市町村等に相談を求めることができるものとすること。

(3)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、

だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

２　融資審査

(1)　融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙３の融資審査の考え方を参考として、

ア　借入希望者の経営能力等からみた経営改善計画の妥当性及び実行可能性

イ　経営改善計画が実行された場合の収益改善見込み及び借入金の返済確実性

ウ　農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号））に基づく労働者災害補償保険への加入その他リスク対応策の妥当性

について、責任を持って判断するものとすること。

(2)　融資機関は、(1)の判断に際して借入希望者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関（県、関係指導所、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号)第 11 条の 11 に規定する農業経営･就農支援センターをいう。以下同じ。））の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して関係機関の意見を聴くものとすること。

(3)　融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・借入金の返済確実性に疑問がある場合は、借入希望者に対し、１年間関係指導所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）。

(4)　融資機関は、３の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

3　債権保全措置

(1)　融資機関が債権保全措置を行う場合には、当該融資機関（必要に応じて基金協会を含む。）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、保証人については、法人への融資に際しての当該法人の役員等実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則とすること。

なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとすること。

（注）基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の経営体育成強化資金には、付することができない。

(2)　担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとすること。

第４　融資機関の手続等

1　融資機関の手続

(1)　借入希望者から関係書類の提出を受けた第３の１の(1)で定める(ア)又は(イ）の融資機関は、必要に応じ、同(1)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録により送付し、連携して手続を進めるものとすること。

(2)　融資機関は、別紙１の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して、別紙１の(2)又は(3)の経営改善計画書を２の(1)の経営診断の実施機関に原則として電磁的記録により送付し、意見を求めるものとすること。

(3)　融資機関は、基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとすること。

(4)　融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 農経第 608 号高知県知事通知)に定める利子補給承認の手続を進めるものとすること。

(5)　融資機関は、借入希望者からの関係書類を受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。）してから１月半以内に全ての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望

者にその理由を通知するものとすること。

(6)　融資機関は、融資を行わないときは、経営改善計画総括表又はその他の適切な方法により、借入希望者に対してその理由を説明するものとすること。

2　経営診断手続

(1)　この要綱の対象となる資金の融通に係る経営診断の実施機関は、知事が別に定める高知県農業負債整理関係資金融資審査会（以下「審査会」という。）とすること。

(2)　(1)の経営診断の実施機関は、１の(2)により、融資機関から意見を求められた場合､別紙１の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとすること。

3　融資実行後の措置

(1)　融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとすること。

(2)　借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙４又は別紙４を参考にして融資機関が定める様式による経営状況報告書により、経営状況を融資機関に報告しなければならないこと。

(3)　融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合は、関係機関に借入者に対する指導等の協力を求めるものとすること。

(4)　関係機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとすること。

(5)　借入者が、経営改善計画期間中に事業内容を大幅に変更しようとするときは、融資機関が再度審査会に経営診断を依頼するものとすること。

4　民事再生手続との関係

(1)　借入者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合は、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとすること。

(2)　融資機関は、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務につ

いてこの要綱で定める資金の対象とすることができるものとすること。

第５　その他

１　融資の運用に当たって、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないよう、十分に注意するものとする。

２　融資機関、県、関係指導所、その他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、この要綱の対象となる資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

３　融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合は、借入希望者に対し、第４の１の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(別紙２）により同意を求めるものとする。

附　　則
(施行期日)
この要綱は、平成１９年６月４日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２０年１１月５日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２４年６月８日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、令和２年８月１４日から施行する。

附　　則
この要綱は、令和４年８月２日から施行する。

附　　則
この要綱は、令和５年４月 19 日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和７年８月 26 日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、令和８年 10 月 30 日から施行する。

２　この要綱の施行による改正前の様式については、県が認めた期間に限り、これを使用することができる。